平成２３年（フ）第５８号
秋田県湯沢市湯ノ原１丁目10番６号
破産者　小原　貞子
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第８９号
秋田県雄勝郡羽後町上仙道字岩渕74番地
破産者　土田　紀子
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第４５号
山形県西置賜郡白鷹町大字箕和田1136番地の189
破産者　樋口ミチヨ
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第８３号
群馬県邑楽郡邑楽町鶉792―１　ガーベラマンション301、住民票上の住所群馬県館林市高根町甲401番地
破産者　栁原　京子
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６９２号
横浜市神奈川区幸ケ谷15番地の３
破産者　上野　博司
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４６号
神奈川県藤沢市片瀬４丁目16番26号　三堀荘201号
破産者　吉井　理恵（旧姓駒田）
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２４９号
横浜市中区福富町仲通38番地　福仲ビル302号室
破産者　浅見　秋雄
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３３号
相模原市中央区宮下本町３丁目13番５号　エレガンスクボタ102
破産者　川越　正人
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２３４号
相模原市中央区宮下本町３丁目13番５号　エレガンスクボタ102
破産者　川越　静江
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１９６号
金沢市千木町へ15番地１
破産者　中野　　博
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２号
岐阜県養老郡養老町養老844番地
破産者　大橋　由美
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
静岡県袋井市東同笠1060番地
破産者　阿部　昌代
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
静岡県浜松市東区植松町1470番地の８　グレイス第一マンション309号、前住所静岡県浜松市南区西伝寺町249番地　正一ハイツＢ―２
破産者　秋山　幸徳
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３５５号
京都市上京区千本通出水下る東入十四軒町413番地
破産者　才本　幸雄
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３３号
京都市上京区東堀川通上長者町下る二町目32番地　ライオンズマンション京都東堀川407号
破産者　川端　執詩
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
福岡県八女市吉田1384番地
破産者　熊谷　博文
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１２９号
宮崎県都城市高城町桜木208番地
破産者　野﨑　義成
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第６５号
宮崎県都城市豊満町1245番地１
破産者　田代　昭市
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１１３号
鹿児島県大島郡龍郷町幾里179番地17、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町１番２―404号
破産者　重田　達也
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部